

始良中央地区合併協議会

第23回会議



開業101年を迎えた嘉例川駅と特急「はやとの風」



4月にオープンした隼人町営「浜之市ふれあいセンター」

平成16年4月21日(水) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第22回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年4月21日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事

(報告事項)

議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について

(前回提案された事項)

(第22回資料)

- (1) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)
 - (2) 協議第55号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)
 - (3) 協議第56号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)
 - (4) 協議第57号 第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて
- 5 次回の協議事項について

(提案説明)

(第23回資料)

- (1) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)…………… P3
- 6 その他
- ・次回の会議日程等について
- 7 閉 会

<配付資料>

- ・第23回会議資料

<次回の協議会の開催日程>

第24回協議会は、5月13日（水）午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き） 第23回協議会

期 日	内 容	備 考
4月8日(木)	第22回協議会 13:30 多目的ホール 農林専門部会 9:30 福山町	総務班 調整班
4月9日(金)	人事分科会 9:30 県庁 行政委員会等専門部会（選管） 11:00 福山町 総務分科会 13:30 国分市 農業分科会 13:30 溝辺町 財政分科会 13:30 国分市	調整班
4月12日(月)	消防防災分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 牧園町 総務分科会 16:00 国分市	調整班
4月13日(火)	電算情報部会 10:00 国分市 農業分科会 13:30 溝辺町	調整班
4月14日(水)	教育専門部会長・分科会長合同会議 13:30 溝辺町	調整班
4月15日(木)	第23回幹事会 13:30 多目的ホール 財政分科会 9:00 国分市 財政専門部会 11:00 国分市	総務班 調整班
4月16日(金)	人事分科会 9:30 国分市	調整班
4月19日(月)	総務専門部会・総務分科会合同会議 13:30 国分市	調整班
4月20日(火)	農業分科会 13:30 溝辺町	調整班
4月21日(水)	第22回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

<今後の予定>

4月22日(木)	財政分科会 13:30 国分市	調整班
4月23日(金)	耕地分科会 14:00 横川町	調整班
4月26日(月)	水道分科会 13:30 霧島町 消防防災分科会 13:30 国分市	調整班
4月27日(火)	総務分科会・各市町公民館連協長合同会議 13:30 国分市 農業分科会 13:30 隼人町	調整班
4月28日(水)	介護保険分科会 13:30 横川町 児童福祉分科会 13:30 隼人町	調整班
5月6日(木)	第24回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
5月7日(金)	耕地分科会 14:00 横川町	調整班
5月13日(木)	第24回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目 25-27-③）

その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。
- 2 開票区については、合併までに調整する。
- 3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。
- 4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。
- 5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。
なお、公営の額については、合併までに調整する。

平成16年5月13日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（暫定的選挙管理委員）

第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。（後段省略）

公職選挙法

（投票区）

第 17 条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（開票区）

第 18 条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が 2 以上の選挙区に分かれているとき又は第 15 条第 6 項（市町村の議会の議員の選挙区）の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて 1 開票区を設けることができる。

3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

先 進 事 例

日置合併協議会

選挙事務については、住民の参政権を最大限に行使できるよう配慮し、現行のまま市に引き継ぐものとする。

ただし、事務取扱等調整が必要な部分については、下記のとおり調整するものとする。

- (1) 投票所については、当分の間、旧町の投票所をそのまま新市に引き継ぐものとする。
- (2) 開票所については、広さ、地域の利便性を考慮し、合併までに調整する。
- (3) 選挙公報については、新市において発行する。
- (4) ポスター掲示板の設置場所及び数については、投票区の人口、面積に応じて合併時までに調整する。

川薩地区合併協議会

- (1) 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

指宿地区4市町合併協議会

- ① 投票所については、現行のとおりとし、新市において必要に応じて調整する。
- ② 投票時間及び開票開始時刻については、合併までに調整する。
- ③ 開票所については、合併までに調整する。
- ④ 選挙公営については、合併時までに調整する。

協議事項	25-27-③ その他事業	関連項目	選挙管理委員会関係事務
調整の内容	<p>1 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。</p> <p>2 開票区については、合併までに調整する。</p> <p>3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。</p> <p>4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。</p> <p>5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。</p>		

分野別	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
投票区	投票区 33区	投票区 7区	投票区 13区	投票区 13区
開票区	開票区 1ヶ所	開票区 1ヶ所	開票区 1ヶ所	開票区 1ヶ所
不在者投票 期日前投票	<p>【事務執行の場所】 国分市役所 7階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会職員 2名 臨時職員 6名 受付時間 8:30～19:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者名 独自システム (平成11年度から運用開始) 	<p>【事務執行の場所】 溝辺町役場別館 1階会議室</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会職員 2名 臨時職員 1名 受付時間 8:30～20:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】 無</p>	<p>【事務執行の場所】 横川町役場 2階選挙管理委員会室</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会職員 2名 臨時職員 3名 受付時間 8:30～19:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】 無</p>	<p>【事務執行の場所】 牧園町役場 2階第5会議室</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会職員 4名 臨時職員 2名 受付時間 8:30～19:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】 無</p>
投票時間	<p>【選挙当日投票時間】 (33投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から17:00まで 5投票所 7:00から18:00まで 5投票所 7:00から19:00まで 23投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 (7投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から19:00まで 全投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 (13投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から18:00まで 全投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 (13投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から18:00まで 1投票所 7:00から19:00まで 12投票所
ポスター 掲示場	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 有 法定設置基準数 229ヶ所 実際の設置数 165ヶ所 設置経費 市負担 設置請負者 入札により選定 	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 55ヶ所 実際の設置数 50ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 町内の建設業者 	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 93ヶ所 実際の設置数 59ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 町内の建設業者 	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 100ヶ所 実際の設置数 75ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 シルバー人材センター
選挙運動用 自動車の使用 及び選挙 運動用ポ スターの公 営	<p>【選挙運動用自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例 有 一般運送契約 64,500/日 (上限) 自動車の借入 15,300/日 (上限) 燃料供給 7,350/日 (上限) 運転手雇用 12,500/日 (上限) <p>【ポスター作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例 有 基準限度額 (105,000円+510.48円×(ポスター掲示板 数×1.2))/ポスター掲示板数 	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>

協議事項	25-27-③ その他事業	関連項目	選挙管理委員会関係事務
調整の内容	<p>1 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。</p> <p>2 開票区については、合併までに調整する。</p> <p>3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。</p> <p>4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。</p> <p>5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。</p>		

分野別	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
投票区	投票区 7区	投票区 21区	投票区 14区	<p>1 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。</p> <p>2 開票区については、合併までに調整する。</p> <p>3 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。</p> <p>4 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整する。</p> <p>5 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。</p>
開票区	開票区 1ヶ所	開票区 1ヶ所	開票区 1ヶ所	
不在者投票 期日前投票	<p>【事務執行の場所】 霧島町役場3階会議室</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会事務職員 1名 臨時職員 2名 受付時間 8:30～18:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】 無</p>	<p>【事務執行の場所】 隼人町役場選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会事務職員 2名 臨時職員 2名 受付時間 8:30～19:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者名 独自システム (平成15年度運用開始) 	<p>【事務執行の場所】 福山町役場選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会事務職員 2名 臨時職員 2名 受付時間 8:30～18:00 (不在者) 8:30～20:00 (期日前) <p>【不在者投票システム】 無</p>	
投票時間	<p>【選挙当日投票時間】 (7投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から19:00 (全投票所) 	<p>【選挙当日投票時間】 (21投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から18:00まで 8投票所 7:00から19:00まで 13投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 (14投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00から18:00まで (全投票所) 	
ポスター 掲示場	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 54ヶ所 実際の設置数 47ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 シルバー人材センター 	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 143ヶ所 実際の設置数 127ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 青年団、シルバー人材センター 	<p>【ポスター掲示場数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置条例 無 法定設置基準数 87ヶ所 実際の設置数 55ヶ所 設置経費 候補者負担 設置請負者 青年団 	
選挙運動用 自動車の使用 及び選挙 運動用ポ スターの公 営	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>	<p>【選挙運動用自動車】 該当なし</p> <p>【ポスター作成】 該当なし</p>	